

昭和54年10月4日規程第2号

太子町建設工事請負業者選定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札に参加しようとする建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及びこれ等の者で構成する共同企業体をいう。以下同じ。）、測量、コンサルタント業務、物品購入及び業務委託等の資格を審査し、競争入札及び随意契約をする場合の請負業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に基づく業者の参加資格は、別に定めるものとする。

(資格審査の対象者)

第3条 建設業者等の資格審査は、第1条に規定する建設業者等で、町長の定める期間内に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。様式は、全国統一様式と別に定める書類を添付）を提出したものについて行うものとする。

(資格審査会)

第4条 審査申請書を提出した建設業者等の入札に参加する資格の審査及び級別格付けをするために太子町建設工事入札参加者資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。資格審査会の組織運営その他については別に定める。

(資格審査)

第5条 町長は、第3条の規定により審査申請書を提出した建設業者等のうち、次の各号のいずれかに該当する者については前条に定める資格審査会の審査の結果に基づき、入札に参加する資格を与えないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
- (2) 国税又は地方税を滞納している者
- (3) 経営状態が不健全であると認められる者

(4) 審査申請書の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事項について記載しなかった者

(有資格業者の級別格付け)

第6条 町長は、前条各号に該当する建設業者等を除き、資格審査会の審査の結果に基づき、土木一式工事、建築一式工事及びその他の建設工事について、別表1のとおり級別格付けを行うものとする。

2 前項の格付けは、建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果、工事成績等を勘案して行うものとする。ただし、本町の建設工事を執行したことの無い建設業者等については、客観的事項の審査の結果に基づいて格付けを行うものとする。

(格付けの有効期間)

第7条 格付け有効期間は、格付けを決定した年度から2年後の改正される日までとする。ただし、提出年以外の年に受け付けたものについては、格付け決定した日から翌年の改正される日までとする。

(期間後に提出された審査申請書の取扱い)

第8条 町長の定めた期間後に提出された審査申請書は、これを受理しないものとする。ただし、町長が、期間内に提出できなかつたことについてやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(格付けの変更等)

第9条 町長は、格付けの調整が特に必要であると認めた場合は、資格審査会の審査の結果に基づき、格付けの変更をすることができる。

(発注の基準)

第10条 建設業者に対する各等級別の発注基準額は、別表1に定めるとおりとする。

2 発注基準額は、設計金額とする。

(入札参加業者の選定基準)

第11条 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の場合における建設業者の選定は、格付けされた建設業者の中から別表1の区分に従い行うものとする。

2 次の各号に掲げる工事については、第1項の規定によらないで行うことができる。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) 随意契約に係る工事で第1項の規定による選定が困難と認められるとき。

3 地元業者（本町に事業所を有し、法人町民税等を納付した者）については、その格付けされた等級の上位1等級の入札に参加させることができる。

（指名委員会）

第12条 建設工事、測量、コンサルタント業務、物品購入及び業務委託等を指名競争入札又は、随意契約に付する場合においての請負業者を選定するために、太子町建設工事請負業者指名委員会を置く。指名委員会の組織運営その他については別に定める。

2 町長は、指名委員会の審査の結果に基づき、指名競争入札における指名業者及び随意契約における契約の相手方を選定するものとする。

（特定建設業者の指定）

第13条 指名委員会は、設計金額が4,000万円以上の工事については、特定建設業の許可を受けた建設業者の中から指名業者を選定するものとする。

（指名業者の数）

第14条 建設工事の指名競争入札に参加させる建設業者の数は、別表1に定めるとおりとする。

（手持工事金額）

第15条 指名委員会は、太子町が発注する建設工事の手持工事の総額が別に定める額を超える者については選定しないものとする。ただし、緊急の必要による工事や災害その他やむを得ない特別の事情による工事については、この限りでない。

（選定の特例）

第16条 有資格業者の登録がない業種に係る契約をする場合又は有資格業者が少数で競争環境が整わない場合に限り、次の各号に該当する契約については、第3条の規定にかかわらず、審査申請書を提出していない業者を選定することができるものとする。

- (1) 災害その他の理由により緊急な工事をするとき。
- (2) 特殊な機械又は技術を必要とするとき。
- (3) 特殊事情のため他の官公署と密接な関連性があるとき。
- (4) 特殊な物品又は機械を購入するとき。

(5) 建設用工事材料が特殊な製品であるとき。

(指名業者選定留意事項)

第17条 指名業者の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) 直前2年間の本町における工事成績、安全成績及び工事協力の程度

(2) 不誠実な行為の有無、その他の信用状況又は暴力関係

(3) 工事経歴

(4) 当該工事に対する地理的条件

(5) 当該工事施工についての技術的適性

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年7月9日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年4月5日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年7月4日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年4月28日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日より適用する。

附 則 (平成元年4月27日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年4月19日規程第2号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月18日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年4月5日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年4月24日規程第24号)

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年4月26日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規程第2号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月20日から施行する。

別表1（第6条、第10条、第11条、第14条関係）

種類	等級	総合数値	発注基準額（設計金額）	指名業者数
土木工事一式	A	1,300点以上	1億5,000万円以上	7者以上
	B	1,300点未満 1,000点以上	1億5,000万円未満 3,000万円以上	7者以上
		C	1,000点未満	3,000万円未満
建築工事一式	A	1,400点以上	2億円以上	7者以上
	B	1,400点未満 900点以上	2億円未満 5,000万円以上	7者以上
		C	900点未満	5,000万円未満

その他の建設工事については、その都度町長が定める。